

令和8年度の学校給食について（小学校・特別支援学校小学部）

1 さいたま市の学校給食

- ◆さいたま市では、全小・中学校で「自校方式による学校給食」により、旬の食材や地元産の食材を積極的に取り入れた特色ある献立を実施しております。
- ◆学校給食は、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」に則り、調理は全て当日に行い、検食を行った上で2時間以内に提供しています。（衛生管理上、持ち帰りはありません。）
- ◆学校給食費として保護者様に負担いただくのは、食材費相当分のみです。（学校給食法第11条）

2 学校給食の提供について

令和8年度の給食基準回数及び一食あたりの費用は下表のとおりです。

- ★さいたま市では、小学校・特別支援学校小学部について、令和8年4月から国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」を活用し、国の基準額を超える部分は市が支援することにより無償化といたします。



市 HP /（令和8年4月～）小学校給食費の無償化と中学校給食費の物価高支援
<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/001/p128487.html>

令和8年度の 学校給食		給食基準 回数※1	一食あたりの 食材費用※2	保護者負担額	
				一食※2	月額
小学校		182回	333円	0円	0円
中・中等教育学校		175回	407円	317円	5,050円
特別支援学校	小学部	177回	387円	0円	0円
	中・高等部		445円	355円	5,720円

牛乳単価68円（中・中等教育・特別支援学校（中・高等部）保護者負担額53円）
 ※1 小学校1年生は177回、中学校3年生は159回です。中学校3年生の給食基準回数との差の回数分については、第9期（納付期限3月31日）で減額調整いたします。
 ※2 提供する学校給食の一食あたりの食材費用のうち、国の基準額を超える部分について、小学校は19円、特別支援学校小学部は2円を市が支援します。中学校、中等教育学校、特別支援学校中・高等部は、物価高騰対策として90円を市が支援します。

★国からのお知らせ★

文部科学省 HP / 学校給食費の抜本的な負担軽減
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/kyu-lighten.html



3 学校給食の変更に関する届出について（給食停止・再開等）

以下に該当する場合は、食材発注の都合上、原則として事由の生じる6日前（土日祝・年末年始除く）までに通学する学校へ事前連絡し、「学校給食喫食内容変更（停止・再開等）届」を学校に提出してください。用紙は、各学校から受け取ってください。

提出が遅れた場合には、提出日の翌日から起算して6日目（土日祝・年末年始除く）以降に適用となります。

- ・食物アレルギー等により、やむを得ず学校給食の全部を停止、若しくは牛乳停止又は牛乳のみの提供となる場合
- ・停止していた給食を再開する場合
- ・傷病等により、学校給食を実施する日において連続6日以上欠食する場合

- ★食物アレルギー等により、やむを得ず給食の全部又は一部の提供を停止している方への支援については、方法等が決定しましたら、改めてお知らせいたします。（市立小学校・特別支援学校小学部のみ）

＜お問い合わせ先＞

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課 給食会計係
 TEL：048-829-1591 FAX：048-829-1990

